

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第9回

未払有給休暇 改訂「企業会計準則第9号－従業員給付」の詳細解説

1. はじめに

2014年1月に改訂され2014年12月決算から適用されている「企業会計準則第9号－従業員給付」(以下、「改訂9号準則」)では、従来、明確に規定されていなかった有給休暇に係る会計処理が会計準則の本文において定められました。また、改訂9号準則応用指南では、未払有給休暇の会計処理が設例とともに説明されていますので、その内容について解説します。

なお、有給休暇に係る会計処理は、多くの日系企業に影響すると思われることから、早めに担当の会計監査人と協議することが望ましいと思われます。

2. 有給休暇の種類

有給休暇は、その性質により以下の2種類に分けられます。

累積有給休暇	当期中に使用しなかった有給休暇の権利を翌期以降に繰り越し使用することができる有給休暇。
非累積有給休暇	当期中に使用しなかった有給休暇の権利を翌期以降に繰り越すことができず消滅し、従業員が退職しても現金給付を受ける権利のない有給休暇。

3. 有給休暇の会計処理

(1) 累積有給休暇

企業は、従業員が役務を提供し将来使用できる有給休暇の権利が増加した時点で累積有給休暇に関連する従業員給付を認識する必要があります。

－設例－

前提条件:

a.	従業員 1,000 名。
b.	毎期 5 日の年次有給休暇を付与。
c.	未使用の年次有給休暇は翌期 1 年間のみ繰越可能。
d.	従業員が退職する際、未使用の年次有給休暇に対して現金給付を受ける権利はない。
e.	年次有給休暇利用時は、当年度付与分から使用し、当年度分で不足する場合、前期から繰り越している年次有給休暇を使用。

f.	2014年1月1日から年間5日の年次有給休暇を付与。 2014年12月31日時点で従業員一人当たり未使用有給休暇が2日あり。
g.	全従業員(1,000名)の2015年の年次有給休暇使用見込み: うち950名の年次有給休暇使用見込みは5日以下。(*1) 残り50名(すべて管理部門人員で、1日当たり給与は500元とする)の年次有給休暇の利用見込みは6.5日。(*2)

解説

2014年に付与され使用された年次有給休暇に関連する従業員給付は、月々の給与に含めて費用処理されています。また、2014年に付与されたものの未使用のまま翌期に繰り越され翌期に使用が見込まれる年次有給休暇に関連する従業員給付を2014年の費用として処理する必要があります。

① 2014年12月31日時点で翌期に使用が見込まれる年次有給休暇日数:	50人 × (6.5日 - 5日) = 75日 (前提条件e.g.)
② 1日当たり給与:	500元(前提条件g.)
③ 未払有給休暇 = ① × ②	75日 × 500元 = 37,500元

仕訳

(借方)		(貸方)	
管理費用	37,500元	未払従業員給付	37,500元

なお、税効果は考慮していません。

補足説明

- *1 2015年の年次有給休暇使用見込みが5日以下であれば、前提条件e.から、すべて2015年付与されたものを使用することになるため、2014年から繰り越した年次有給休暇は使用されないこととなります。
- *2 2015年の年次有給休暇使用見込みが6.5日であれば、前提条件e.より2015年付与分から5日、2014年から繰越した年次有給休暇から1.5日を使用することとなります。

(2) 非累積有給休暇

中国では、通常、結婚休暇、出産休暇、忌引休暇、帰省休暇、有給疾病休暇等が非累積有給休暇に該当します。

これらの非累積有給休暇は、従業員の役務提供に応じて与えられる福利厚生が増加するわけではないことから、非累積有給休暇を取得していない段階では、関連する費用や負債を認識する必要はなく、実際に休暇を取得した会計期間に非累積有給休暇に関連する従業員給付を認識することになります。

通常、非累積有給休暇に関連する従業員給付は、すでに企業が定期的に支払う給与等の報酬に含まれているため、特別な帳簿処理は不要です。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited